別記(一)

職場会議開催方針ノ件

各班の長会は左の方針の許に、即時職場大会を開いて、其の決議又は決定事項を本部（電力支部は内線、電力支部は自動電話）まで報告せられるべし、

一、職場大会に於ては必ず議案を持って決議又は決定をすること　従来の如く単なる報告のみでは失敗である。

二、本部に於ける諸問題以外に職場のいろ〳〵な不平不満をも取り上げること

三、議長を定めてやること

四、本部又は支部との聯絡を取って、本部役員なども参加すること

以上の方針の下に左の事項を協議決定の上至急御報告願ひ度し

一、嘆願書提出問題対策

十二月二十前上時迄に共産党会の決議に依って既報の如き嘆願書を提出したが、本日当局は完全にこれを拒絶したに対して各班は其の職場に於ける闘争方針を協議し、班と本部の支部との連絡要員を二名又は三名決定すること。

当班の決議を持って前期書を提案すること。

班保役の方針を持って（不要の場合は一応承認することを條件として）闘争資金を募集すること

以上に対し各班委員は疑問点を挙げ、自由討議を尽し、闘争資金の募集をすること

本部役員は必要に応じて出席せられたし

以上

一九三〇、四、一四

東京市電従業員協議会　本部

印

別記(二)

十二日提出の我々の嘆願書に対して本十四日午後三時我々代表七名は左の如き当局の回答を受取る

回答

一、浜茂、安藤、高木、沼沢、安田の五名の即時復職せられたし

二、回答同意し難し

三、職員総対反対

四、回答傭員に対しては賃上の理由の如きは解傭せざる方針なり

五、賞与一割減の撤回し昨年度上半期と全く同一に支給せられたし

六、市会の決議の如き本年度予算にこれを支給すべし

七、勤続二十年以上の退職者に対しては退職年金と退職一時金選擇の自由を認められたし

八、震災手当の即時支給せられたし

回答拒絶

かくて彼等は完全に我々の要求を一蹴した之れからどうするか〜、

之れは諸君自分がよく知ってる所だ

各班は即時職場大会を開き闘争によって俺達の要求を貫ぬくべし

一九三〇、四、一四

東京市電従業員協議会　本部